

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年6月29日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 宮 尾 昌 樹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0300-2025-0206 号	さいたま市桜区大字西堀（元鈴谷分）字高沼1010番